

消費税転嫁対策強化月間（平成26年3－4月）における取組状況について

平成26年5月13日

経 済 産 業 省

平成26年4月1日の消費税率の引上げを踏まえ、経済産業省では、3月から4月に転嫁拒否行為が多く発生するおそれがあることを受け、3月から4月を「消費税転嫁対策強化月間」と位置づけており、公正取引委員会とも連携して、①監視・取締り対応の強化策、②広報・事業者からの相談対応の強化策を一体的に実施し、転嫁拒否の未然防止、違反行為への迅速な是正を行った。

その具体的な転嫁対策の取組状況については、以下のとおり。

（1）監視・取締り対応の強化

①特定事業者（買手側）の転嫁拒否行為に対する監視・取締りの強化

- ・ 特定事業者（買手側）の転嫁拒否行為に対する監視・取締りを実施。4月末までの累計で、違反行為が明らかになった事業者に対する指導を1,218件、勧告・公表を1件実施しました（公正取引委員会との合算、勧告・公表は公正取引委員会が実施、詳細は別紙）。
- ・ 消費税転嫁特措法に基づく事前調査や立入検査において、下請代金法上の違反（書面未交付、受領拒否、割引困難手形の交付等）を発見次第、同法に基づく指導等を実施中。

②消費税の転嫁状況の月次モニタリング調査の開始

- ・ 消費税の転嫁状況を定期的に把握するため、4月より、事業者に対して転嫁状況に関するアンケート調査を毎月実施。4月調査（WEB調査）の結果について、4月24日（木）に公表。

- 【結果概要】（実施期間：4月11日～17日、回答数：3,898社）
- 転嫁状況について、事業者間取引では79.4%、消費者向け取引では72.1%の事業者が「全て転嫁できている」と回答。「全く転嫁できていない」と答えた事業者は、事業者間取引、消費者向け取引ともに3.7%。
 - 事業者間取引における転嫁できた理由としては、「以前より消費税への理解の定着」が最も多く64.8%。「本体価格と消費税額を分ける」が26.8%、「転嫁特措法等による取締り強化」が13.7%。
 - 消費者向け取引における転嫁できた理由としては、「消費者において、消費税率引上げの意義等に対する理解が浸透」が最も多く53.7%。「本体価格と消費税額を分けることによる反発緩和」が38.1%。

③消費税の転嫁拒否等に関する大規模な調査を開始（公正取引委員会と合同）

- ・取引の売手側である中小企業・小規模事業者全体に対する書面調査を実施。4月から6月にかけて集中的に、広く調査票を発送し、その後も年間を通じて調査を継続する。調査票を直接送付することが困難な事業者に対しても広く調査票が行き渡るよう、全ての商工会、商工会議所、都道府県中小企業団体中央会、都道府県商店街振興組合連合会等を通じて配布。
- ・大規模小売事業者及び大企業等（資本金1億円以上の買手側事業者）約4万事業者に対し、取引先事業者に対して消費税の転嫁拒否等の行為を行っていないかを把握するため、回答義務を課した上で、書面調査を実施。

④転嫁Gメンによるパトロールの実施

- ・転嫁Gメンが総合スーパー、食品スーパー、ディスカウントショップ、ドラッグストア、ホームセンター、商店街等、計8,512件（4月末現在）を順次訪問。
- ・小規模事業者が普段から接しているのは商工会、商工会議所の経営指導員であることを踏まえ、転嫁Gメンと経営指導員等との顔の見える関係を築き、小規模事業者等が日頃から直面している悩みや課題について、迅速・率直に情報交換できるような人的ネットワークを構築。

⑤特定事業者（買手側）への転嫁円滑化の徹底

- ・全国・地方の所管団体や企業等に対して、消費税の円滑かつ適正な転嫁の実施に係る要請（4月末時点で約1,000の団体・企業等へ要請）を実施。
- ・消費税の円滑かつ適正な転嫁の順守を位置付ける等の改訂を行った下請取引適正化ガイドラインについて、4月以降もガイドライン説明会（年間350回以上の説明会を予定）等を活用して、引き続き、業界団体・企業等に対し周知を徹底していく。

（2）広報・相談対応の強化

①広報の強化

- ・消費者を始めとした国民の皆様へ消費税率引上げの理解促進のための啓発イベント（「全国商店街キャラバン～語ろう、くらしと消費税～」）を、多くの消費者が集まる地元商店街で開催。4月末までに全国で計47回開催。
- ・消費者に税率引上げ分の負担を御理解いただくためなどのポスターを作成し、中小企業団体や業界団体を通じて現在までに各事業者等に約18万部（事業者向け：約5万部、消費者向け：約13万部）を配布。

- ・ 経済産業省、各経済産業局において垂れ幕を掲示し、事業者に対する転嫁要請、消費者に対する消費税率引上げ分の負担を御理解いただくよう広報を実施。
- ・ 消費税転嫁円滑化フォーラムを開催し、転嫁円滑化に向けた事業者・業界団体の自主的な取組事例（転嫁カルテル組成）等をPRし、事業者等の前向きな取組を促進。4月末までに計9回開催。

②事業者からの相談業務の強化

- ・ 消費税転嫁に係る電話相談を、土曜日、日曜日も転嫁Gメンが受付。（相談窓口は参考のとおり）
- ・ 中小企業4団体において相談窓口を設置（2, 330箇所）し、3月末までに約69万件の相談対応を実施。

（参考）経済産業省・中小企業庁・各経済産業局における土日の電話相談窓口

部局課名	電話番号
中小企業庁 消費税転嫁対策室	03-3501-1502 03-3501-1503
北海道経済産業局 消費税転嫁対策室	011-728-4361
東北経済産業局 消費税転嫁対策室	022-217-0411
関東経済産業局 消費税転嫁対策室	048-783-3570
中部経済産業局 消費税転嫁対策室	052-589-0170
近畿経済産業局 消費税転嫁対策室	06-6966-6038
中国経済産業局 消費税転嫁対策室	082-205-5337
四国経済産業局 消費税転嫁対策室	087-811-8564
九州経済産業局 消費税転嫁対策室	092-482-5590
沖縄総合事務局経済産業部 消費税転嫁対策室	098-866-0035
経済産業省 消費税転嫁対策室 （業種別相談窓口）	03-3501-5683